



KOYA INFORMATION

税理士法人 小山会計

2019' 11月



13日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
 TEL : 0268-22-7615
 FAX : 0268-22-7617
 E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
 URL : http://www.koa-g.com/

2019年 12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2019年 12月の予定

- ・保険料控除申告書及び配偶者特別控除申告書等の提出(今年最後の給与受取日の前日迄)
- ・給与所得者の年末調整(今年最後の給与支払をする時)
- ・個人の消費税の課税事業者選択届出(31日迄)
- ・個人の消費税簡易課税選択届出(31日迄)
- ・固定資産税及び都市計画税第3期分の納付
- ・健保・厚年被保険者賞与支払届(支払後5日以内)

2020年 1月の予定

- ・納期特例を受けた源泉所得税(7~12月分)の納付
- ・源泉徴収票交付及び提出、法定調書提出(31日迄)
- ・扶養控除等申告書の提出(来年初の給与受取日の前日迄)
- ・給与支払報告書提出、固定資産税の償却資産に関する申告(31日迄)
- ・個人住民税第4期分の納付、労働保険料第3期分納付(31日迄、労保は事務組合委託の場合2/14迄)

2020年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※ は事務所全体が休みです。

最近思うこと

19' November

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

過日の台風19号により被災された皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

そして、被災まで至らなくても、一時的に避難された方々に對しても、その身体的・精神的な負担について、心中お察しいたします。

今この地域は、さらに二次的な被害として、この観光シーズンに旅館・ホテル・飲食店・各種イベント等のキャンセルが相次ぎ、かなり自粛ムードが漂っております。

また、タイミング悪く、十月一日より消費税も10%に増税されております。

こんな状況が続けば、私たち中堅中小企業にとっては、大変な事態に陥ってしまいます。せめてカラ元気であれば、地域経済のためにも自粛せずに、通常の経済活動をお願いしたいと思えます。

このような台風等は、ここ数年、日本の各地で発生しており、これからも発生しないという保証はありません。

果たして、この原因は何でしょうか。

今世紀末、氷河40%超消滅、地球温暖化が進むと、海面が1メートル強上昇し、災害リスクが益々増加することが叫ばれており、そしてこの影響は、漁業資源の減少などにより、食料供給に深刻な影響が生じると言われています。

今私たちの周りには、売れ残り食品が大量に廃棄され、何も不由なく生活できていますが、果たして、こんな生活は永遠に続くのでしょうか。

国連気候行動サミットで、スウェーデンの16歳、グレタ・トゥンベリさんが「あなたたちが話すのは、お金と永遠の経済成長というおとぎ話だけ。」と涙ながらに各国首脳に訴えました。

目先の生活と将来への危機感、本来物事は短期ではなく長期で考えることが望ましいですが、実際は、その狭間で生きてゆかなければならないと思えます。

そろそろ私たちは、災害を目のあたりにしたことで、将来の危機感についても本気で考えていかなければいけない気がします。



デジタル課税について

昨今、経済協力開発機構（OECD）で、「デジタル課税」の方法について検討されており、ニュースなどにも取り上げられております。

これは、物理的な拠点等が無くてもマーケットなどがあればその源泉地国に課税することができるというルールを世界共通で作ろうという動きです。

現在の課税の考え方では、PEと言われる恒久的施設（外国法人が別の国で事業を行うための出先機関のようなイメージのもの）に対して課税が行われており、一般的に「PE無ければ課税なし」と言われ、デジタルサービスなどの様に国内に拠点が無くサービスが行われるものは、課税されていませんでした。

しかし、やはりサービスが行われる「市場国」でも課税されるべきだという動きになり、そのルールについてOECDが主体になって検討されています。

多国籍企業の代表であるグーグル、アップル、フェイスブック、アマゾンの4社、通称GAF A（ガーファ）が主導するデジタル経済が拡大しており、通常、課税権は各国ごとに認められ、税率、ルールなども各国の事情で決定しますが、この「デジタル課税」については、統一のルールを策定することになりました。



このルールは2020年の合意を目指しております。

海外出向社員に係る現地での個人所得税の申告漏れにご注意下さい！

外務省の「海外在留邦人数調査統計」によると、海外長期滞在者数は、平成29年10月1日現在では86万7,820人となり、10年前と比較すると約11万人の増加となっています。

国際税務において、海外子会社に出向した社員（日本では非居住者で現地で居住者）に、日本国内から支払われる給与、いわゆる「留守宅手当」などは、海外勤務に起因するものであり、国外源泉となりますので、日本国では課税されません。

しかし、現地においては、「居住者に対する全世界所得課税」となるため、たとえ日本で支払ったものであっても、現地で課税関係が生じます。



この金額については、現地での申告納税になり、そして現地当局からの指摘になりますので、ご注意ください。

また、留守宅手当は、発展途上国などの格差補填の意味合いで支給されていると思いますが、寄付金のリスクがあります。現地法人からの給与との合算での適正金額をご確認下さい。

（東アジア進出支援室長 高松 俊昭）

～消費税の軽減税率制度～ 帳簿の記載方法がわからない!?

令和元年10月1日から消費税率が8%→10%に引き上げられ、それと同時に**消費税の軽減税率制度**がスタートしました。軽減税率制度は、**飲食料品や定期購読契約の新聞などの消費税率を従来通りの8%に据え置く制度**です。7月のインフォメーションで詳しくお伝えしましたが、飲食料品とは、**食品表示法に規定する食品（酒類を除きます）をいい、ヒトの飲用又は食用に供されるもの**をいいます（※家畜用の飼料やペットフード、医薬品等は対象外（10%）です）。また、**外食やケータリング等は軽減税率の対象品目には含まれませんが、テイクアウト、宅配（出前）等は軽減税率の対象になります**。その他、一定の**一体資産も対象**となります。

帳簿及び請求書の記載について

消費税率が複数税率となりますので、日々の帳簿記帳にあたり軽減税率の対象となるものとならないものに区分する必要があります。会計ソフトを利用されている場合は、**税率区分を確認しながら記帳**することになります。

また請求書については、今までの記載事項に加え、**個々の品目ごとに「※」印などで軽減税率の区分を行い、税率区分ごとに合計した請求書（税込で!）を発行する必要があります**。この区分記載請求書等は、たとえ消費税の免税事業者であっても、取引先から交付を求められる場合があります。

【参考】一定期間まとめて交付される請求書に基づく帳簿の記載例

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目

株〇〇物産

① 軽減税率の対象には「※」等を記載します。

② 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

「※」等の記号を用いる方法のほか、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮		⋮

(※:軽減税率対象品目) ②

出典：国税庁 消費税軽減税率制度の手引きより

一定期間まとめて請求書等が交付される場合には、帳簿への記載は、**請求書等に記載されている通りに記載する必要はありません**。上記のように、**商品等の一般的総称(ex.「食料品」、「酒類」、「雑貨」等)でまとめて記載したり、軽減税率の対象か否かが明確で、税率ごとに集計されていれば十分**です。また、取引の全てが軽減税率の対象になる場合には、「**全商品が軽減税率対象**」のような記載が必要ですが、**取引に軽減税率の対象となるものがない場合には、税率ごとに区分記載する必要はなく、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額(税込!)の記載があれば足りることとされています(「8%：0円」のような記載は不要)**。

お客様には「負担感」しかございませんが、ご不明な点は御社の担当者と相談のうえ、何とかご対応いただきたくお願い申し上げます。
(コンサル営業 | チーム 小林 章)

〔設例2〕毎月納付の源泉徴収義務者の方が、令和元年12月25日に支払った給与について、「令和」印字の納付書を用いて令和2年1月に納付する場合

The diagram shows a tax payment slip (納付書) with three callout boxes:

- 【年度欄】 (Fiscal Year):** Shows two boxes for '令和 年度' (Reiwa Fiscal Year). The first box contains '01' (representing Reiwa 1), and the second box contains '31' (representing Heisei 31), which is crossed out with a large 'X'.
- 【支払年月日】 (Payment Date):** Shows a box for '支払年月日' (Payment Date) containing '011225' (representing December 25, Reiwa 1).
- 【納期等の区分】 (Payment Period Classification):** Shows a box for '納期等の区分' (Payment Period Classification) containing '0112' (representing December, Reiwa 1).

The main slip shows the following fields:

- 納付書 (Tax Payment Slip) with amount 32309 and fiscal year 01.
- 領収済通知書 (Receipt Confirmation) with amount 2502500.
- 納期等の区分 (Payment Period Classification) with '0112'.

(出典：国税庁「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用）の様式及び記載要領」)
 (<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/shotoku/gensen/080623/pdf/03.pdf>) を元に加工)

ポイント1. 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの納付について【年度欄】へ記載する年は「01」

【年度欄】には、国の会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日）を記載します。

〔設例1〕及び〔設例2〕の会計年度は、いずれも平成31年4月1日から令和2年3月31日であるため、元号が「平成」であれば「平成31年度」に、令和であれば「令和元年度」にそれぞれ該当します。〔設例1〕及び〔設例2〕の年度欄に記載されている元号は「令和」であるため、この期間に納付する場合は、必ず“01”と記載するようにしましょう。

ポイント2. 【納期等の区分】に記載する年も「01」

【納期等の区分】には、納付対象期間を記載します。改元は5月1日です。〔設例1〕での納付対象期間である7月から12月支払分は、改元後の「令和」であるため、“自”も“至”も各欄に記載する年は「令和元年」に相当する“01”となります。これは、支払年月日も同様です。

〔設例2〕についても、令和元年12月支払分について、すべての年の記載は“01”となります。

「令和」印字の納付書が手元に届いても、引き続き元号が「平成」印字の納付書を用いて納付することができます。この場合、【年度欄】は“01”とすることができません。他方、【支払年月日】や【納期等の区分】では、改元以降の支払について「平成」表記のまま年を“01”とする記載が認められる他、“31”の表記でも問題なく受領してもらえます。どちらの納付書も手元にある場合には、どの納付書で納付するのかわかり確認した上で、記載内容を誤らないようにしましょう。

第5回 事業承継コラム



～事業承継の進め方①～

今回は事業承継の進め方について説明させていただきたいと思います。

家族で経営されている会社様が事業承継を考える際には、一般的に「親族内承継」→「従業員への承継」→「M&A」の順序で検討されています。社長様にお子さんがいらっしゃれば、まずお子さんに会社を引き継ぐ場合にどうなるかを検討し、お子さんがいらっしゃらない場合もしくはお子さんが引き継がないことが決まっている場合には、「従業員への承継」を検討します。「従業員への承継」が厳しいとなれば、同じような業種や関連のある事業を行っている第三者の会社への譲渡、いわゆる「M&A」を検討することとなります。それも難しい場合には、廃業という選択を取る場合もあります。このように事業承継の進め方は、一般的に身内から第三者へ検討していく方法を取ります。

以前に、経営者が既に高齢であるにもかかわらず、引き継ぐ予定の親族の方の年齢が若すぎてすぐに承継ができないという例がありました。親族に承継を行うにあたって、どのような手順を進めていくのが良いかを検討した上で、まず従業員に経営権を承継して、後に親族に経営権を承継するということになりました。しかし、従業員に経営権を承継したものの、最終的には親族の方が経営権を引き継がないことになり、「M&A」による承継になりました。

過去の他の事業承継の例を見ても、事業承継をすると考え始めた時点から仕事の引継ぎをしていき、事業承継を進めていった結果、最終的に当初考えていたプランと全く異なる事業承継になった例も多くあります。このようなこともあるので、選択肢がある中で事業承継を進めていくために、**早めの着手を行うことが肝要です。**

(事業承継チーム長 森川 宜彦)

編 集 後 記

寒さが段々と身に染みる季節になってきました。これから冬を迎えるにあたって心配なのが体調管理、特に毎年のように大流行するインフルエンザに関しては今からその予防と対策を始めた方がいいですね。まずインフルエンザ予防策としてあげられるのは、「乳酸菌と水分の補給」です。ヨーグルトや乳酸菌が「免疫力を高める」「インフルエンザ予防に効く」という話を耳にした方も少なくないと思いますが、実際に市販のヨーグルトや乳酸菌飲料に使われている1073R-1乳酸菌やラブレ菌、F-K-23乳酸菌といった菌をとることで、病原体の侵入があったときに最初に働く免疫細胞のひとつ、「NK(ナチュラルキラー)細胞」の働きが高まったり、感染後の重症化が抑えられたりすることが確認されています。その数ある乳酸菌の中でも特に有用とされている乳酸菌を「プラスマ乳酸菌」と呼び、その「プラスマ乳酸菌」を含む飲料が各メーカーから発売され、着実に売り上げを伸ばしているそうです。

あと、厚生労働省HPに記載されている予防法は、①流行前のワクチンの接種 ②飛沫感染対策としての咳エチケット ③外出後の手洗い等 ④適度な湿度の保持 ⑤十分な休養とバランスのとれた栄養摂取 ⑥人混みや繁華街への外出を控える、等となっていますが、全てを実行することは、やはり無理があると思いますので、まずは出来ることから始めていきたいですね。

本年は大変お世話になりました。来年もこのコアインフォメーション共々、またよろしくお願ひ申し上げます。(編集担当 荻原)

個人住民税特別徴収の納期の特例を申請している方は、6月分から11月分までの個人住民税の納付期限は12月10日です！
納付をお忘れにならないよう、ご注意ください。